

盛岡市上下水道局への電力供給に係る公募型プロポーザル実施要項

1 概要

盛岡市上下水道局（以下「局」という。）が管理する施設への電力供給について、提案を受けようとするものである。

なお、本事業は、財政効果に加え、災害時の対応など総合的観点から審査し、事業者の選定を行う。

2 仕様

(1) 需要場所

別紙仕様書のとおり（盛岡市上下水道局本庁舎 外 20 施設）

(2) 供給期間

令和4年4月1日0時00分から令和6年3月31日24時00分まで

なお、供給開始日は令和4年4月1日を予定しているが、準備工事等で供給開始日を変更する必要がある場合は、事業者決定後、協議のうえ決定することとする。

(3) その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び要項に定めのないその他の供給条件については、盛岡市管内の旧一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格を有している者のうち、「(大分類) 電力ー (中分類) 電力」の分類に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準（平成3年9月30日市長決裁）による指名停止を現に受けていない者。
- (4) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者（以下、「登録小売電気事業者」という。）。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項に基づく公表がなされていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがない者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがない者。
- (8) 盛岡市上下水道局が請求した水道料金又は下水道使用料等を滞納していない者。
- (8) 直近に国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者。
- (9) 事業者の役員等が、盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げるものでない者。

4 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和3年11月26日（金）17時必着

(2) 提出書類及び部数

ア 盛岡市上下水道局への電力供給に係る公募型プロポーザル参加表明書

(様式第1号) : 1部

イ 応募資格を有していることを証明する書類

(登録小売電気事業者であることを証する書類の写し) : 1部

(3) 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送又は持参にて提出すること。

〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局総務課

5 質問及び回答

(1) 受付期限

令和3年11月22日(月)

(2) 受付方法

任意様式により、次の提出先に電子メールで提出すること。

【提出先】盛岡市上下水道局総務課

電子メールアドレス : sui.soumu@city.morioka.iwate.jp

(3) 回答

提出された質問への回答は、質問者あて電子メールで回答するほか、局のホームページで公表する。

6 提案書等の提出

(1) 受付期間

令和3年12月6日(月)～令和3年12月13日(月)17時必着

(2) 提出書類及び部数

ア 盛岡市上下水道局への電力供給に係る提案書 **(様式第2号)** : 1部

イ 事業者概要書 **(様式第3号)** : 6部

様式第3号又は様式中の項目が全て記載されている既設パンフレットや資料等により提出すること。

ウ 直近の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書(任意様式) : 6部

エ 使用電力料金見積書及び算出根拠となる内訳表(任意様式) : 6部

作成に当たっては別紙仕様書を参照すること。

オ 環境配慮に関する概要書 **(様式第4号)** : 6部

カ 停電時の復旧への対応に関する提案書 **(様式第5号)** : 6部

キ その他独自提案書(任意様式) : 6部

(3) 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送又は持参にて提出すること。

〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局総務課

7 選定

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーション審査の結果に基づき、最優秀提案者を選定する。

(2) 評価基準及び配点表

評価項目		評価事項	配点
1	財政効果	使用電気料金に係る提案額	60/100
2	安定供給	・ 停電等の緊急時の連絡体制及び復旧手順 ・ 緊急時の過去の対応事例	15/100
3	事業者の遂行能力	・ 事業を実施できる資金力、技術力、経営能力 ・ 事業者の経営の安定性、長期的な事業継続能力 ・ 官公庁等における電力供給に係る実績	15/100
4	環境への配慮	・ 二酸化炭素排出係数 ・ 未利用エネルギー活用状況 ・ 再生可能エネルギー導入状況 ・ 環境負荷低減に関する取組状況	5/100
5	その他	その他独自提案	5/100

※ 最優秀提案者は、評価項目 2 及び 3 における得点が各配点の 60%以上で、かつ見積金額が局で算定した基準価格内の者の中から評価点の合計が最も多い者とする。当該条件を満たす者がいない場合は、該当なしとする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、書面により通知するほか、局のホームページで公表する。

8 日程

実施要項公表	: 令和 3 年 11 月 15 日 (月)
参加表明書の受付	: 令和 3 年 11 月 15 日 (月) ~ 令和 3 年 11 月 26 日 (金)
質問の期間	: 令和 3 年 11 月 15 日 (月) ~ 令和 3 年 11 月 22 日 (月)
質問の回答	: 令和 3 年 11 月 30 日 (火) (予定)
提案書の受付	: 令和 3 年 12 月 6 日 (月) ~ 令和 3 年 12 月 13 日 (月)
プレゼン審査	: 令和 3 年 12 月 21 日 (火) (予定)
結果通知	: 令和 3 年 12 月下旬 (予定)
準備工事等	: 令和 4 年 2 月中旬 ~ 令和 4 年 3 月下旬
供給期間	: 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
契約締結	: 令和 4 年 4 月 1 日

9 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 事業者の決定から契約締結までの間に、事業者の資金事情の変化等により、事業の履行が困難であると盛岡市上下水道事業管理者（以下、「管理者」という。）が判断したとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと管理者が判断したとき。
- (4) 事業者が、応募資格に掲げる資格要件に適合しなくなったとき。

10 その他

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 応募に関して提出された書類は、一切返却しないものとする。

11 問い合わせ先

〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号

盛岡市上下水道局総務課

電子メールアドレス：sui.soumu@city.morioka.iwate.jp

電話：019-623-1439（直通）